

三浦市分別収集計画

(令和8年3月)

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号関係)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号関係)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号関係)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号関係)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号関係)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号関係)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第 8 条第 2 項第 7 号関係)	7

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済や生活様式を見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

令和2年3月からは、ごみ処理広域化の本格稼働により、それまで埋立処分されていたプラスチック使用製品の焼却処分が可能となり、サーマルリサイクルへと移行している。一方で、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの関心が高まる中、国内のプラスチックリサイクルをより一層促進するため、令和4年4月よりプラスチックに係る資源循環等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」）が施行され、市町村においてはプラスチック容器包装だけでなく、プラスチック使用製品も分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるように努めることとなった。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、プラスチック資源の適正な社会的循環を図ることを目的として、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、プラスチック資源をはじめとした容器包装リサイクルの再商品化を促進することで、廃棄物の減量化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

注) 単に廃棄物を焼却処理するのではなく、焼却時に発生するエネルギーや熱・蒸気などを利用し、発電や温水化などで回収するリサイクル方法。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 廃棄物の適正処理の推進と地域環境の保全

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,371 t	1,347 t	1,325 t	1,304 t	1,281 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分担して相互に協力、連携を図る。

(1) 啓発活動等の充実

ごみの排出抑制や分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方等に関し、広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスターなどを通じ、積極的な啓発活動に取り組む。

(2) 環境教育の支援

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育や市民の体験学習、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ処理の主な流れや分別された資源の実態を知ってもらい、ごみの減量化やリサイクル推進の理解を求める。

(3) 廃棄物減量等推進員との連携

地域とのパイプ役である廃棄物減量等推進員と連携し、地域と密着したごみ分別指導の徹底、ごみの減量化やリサイクル活動を推進する。

(4) 集団資源回収の促進

自治会や子供会、老人会などの市内各種団体の自主的な集団資源回収活動を促進するため、資源化物回収奨励金制度を継続し、廃棄物の再資源化を促進する。

(5) ごみ減量・再資源化協力店制度による自主回収の促進

紙パック、食品トレイ等の店頭回収に協力する店舗を協力店として認定し、市民周知を行うことによりごみの減量化、リサイクル推進と自主回収ルートの拡大を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

資源物収集による資源化の状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る区分を次のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	64t		63t		62t		61t		60t	
主としてアルミ製の容器	65t		64t		63t		62t		61t	
無色のガラス製容器	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(引渡数量) -t	(独自処理数量) -t	(引渡数量) -t	(独自処理数量) -t
茶色のガラス製容器	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(引渡数量) -t	(独自処理数量) -t	(引渡数量) -t	(独自処理数量) -t
その他のガラス製容器	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(独自処理数量) -t	(引渡数量) -t	(独自処理数量) -t	(引渡数量) -t	(独自処理数量) -t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5t		5t		5t		5t		5t	
主として段ボール製の容器	267t		262t		258t		254t		249t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 225t		(合計) 221t		(合計) 217t		(合計) 214t		(合計) 210t	
	(引渡数量) -	(独自処理数量) 225t	(引渡数量) -	(独自処理数量) 221t	(引渡数量) -	(独自処理数量) 217t	(引渡数量) -	(独自処理数量) 214t	(引渡数量) -	(独自処理数量) 210t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 163t		(合計) 160t		(合計) 157t		(合計) 155t		(合計) 152t	
	(引渡数量) t	(独自処理数量) -163t	(引渡数量) 160t	(独自処理数量) -t	(引渡数量) 157t	(独自処理数量) -t	(引渡数量) 155t	(独自処理数量) -t	(引渡数量) 152t	(独自処理数量) -t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 740t		(合計) 727t		(合計) 715t		(合計) 703t		(合計) 691t	
	(引渡数量) 582t	(独自処理数量) 158t	(引渡数量) 572t	(独自処理数量) 155t	(引渡数量) 563t	(独自処理数量) 152t	(引渡数量) 553t	(独自処理数量) 150t	(引渡数量) 544t	(独自処理数量) 147t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近3ヵ年度（令和5年度から令和7年度まで）のそれぞれの年度における年間一人当たりの分別基準適合物等排出量を算定し、その平均に推計人口を乗じた。

なお、本計画における各年度の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による「2020 国勢調査時の人口推計」の数値に基づき設定した。

推計人口

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
38,502人	37,873人	37,244人	36,615人	35,987人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号関係)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
スチール製容器	缶	市委託業者	市委託業者	昭和56年4月から分別収集開始
アルミ製容器				
ガラス製容器（無色・茶色・その他）	びん	市委託業者	市委託業者	昭和56年4月から分別収集開始
飲料用紙製容器	紙パック	市委託業者	市	平成14年4月から分別収集開始
段ボール	段ボール			昭和56年4月から分別収集開始
紙製容器包装	その他の紙	市委託業者	市	平成14年4月から分別収集開始
ペットボトル	ペットボトル	市	市委託業者	平成12年11月から分別収集開始
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者	委託業者	平成14年4月から分別収集開始

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号関係)

スチール製容器、アルミ製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装については、保管施設内等で選別・圧縮・保管等を行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	透明袋	2t 車 (低床ダンプ)	清掃事業所等内、民間施設 (選別・保管等)
アルミ製容器				
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	びん			清掃事業所等内、民間施設 (選別・保管等)
飲料用紙製容器	紙パック	紐で束ねる	2t～4t 車 (パッカー/低床ダンプ)	清掃事業所等内 その他紙製容器 包装等ストック ヤード (選別・保管)
段ボール	段ボール			
紙製容器包装	その他の紙	紙袋		
ペットボトル	ペットボトル	透明袋 専用ボックス		ペットボトル選別処理施設、民間施設(選別・圧縮・保管)
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明袋		環境センター等内その他プラスチック製容器包装等ストックヤード、民間施設(選別・圧縮・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号関係)

- (1) 廃棄物減量等推進審議会を通じて、市民や事業者の意見や要望を採り入れ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくものとする。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、引き続き廃棄物減量等推進員制度を活用する。
- (2) 現行の自治会等の市民団体による集団回収制度を更に充実・強化させるための支援を行う。